

物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準

1 第2関係

- 一 第1項中「入札参加資格者」とは、有資格者である個人又は有資格者が法人にあってはその役員をいう。
- 二 第1項及び第5第2号並びに別表第2中「使用人」とは、雇用期間を特に限定することなく常時雇用された者をいう。
- 三 委員会は、別表第3に掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行うときは、あらかじめ警察本部長に対し文書により意見を求めるものとする。
- 四 第2項中の「現に指名しているとき」とは、指名選定から落札決定までの間をいい、次に掲げるものは、入札参加停止の規定は適用されない。
 - (1) 入札参加停止の期間の開始前に契約を締結した場合
 - (2) 入札参加停止の期間の開始前に下請負（再委託）契約を締結した場合
- 五 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日の翌日とする。

また、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、現に入札参加停止を受けている事由とは異なる事由により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止を決定したときとする。この場合、当初の通知とは別途に入札参加停止の通知をするものとする。

2 第3関係

- 一 第2項中「明らかに当該入札参加停止について責任を負わないと認められる者」とは、分担履行型の共同企業体で責任分担が明確な場合等、責任を負わないと特定できる者をいう。
- 二 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加の停止の期間中の入札参加資格者を共同企業体を通じて入札参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものでないので、同項の規定に基づく入札参加停止については、第4第2項に定める短期加重措置の対象としないものとする。

3 第4関係

- 一 第2項に定める短期加重の措置は、別表1-1、別表1-2、別表2及び別表3による。
- 二 第2項に定める短期加重措置については、入札参加資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加停止を行う前のものである場合には、その対象としないものとする。
- 三 下請負（再委託）業者又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負（受託）業者又は共同企業体の入札参加停止の期間を超えて、その入札参加停止の期間を定めることができるものとする。
- 四 第8項に定める入札参加停止期間の免除期間は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）の規定に基づく課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき、別表第2第

5号及び第6号に定める期間に2分の1を乗じた期間とするものとする。

なお、免除の対象となる要件は、独占禁止法第7条の4第1項から第3項及び第7条の6を準用するものとし、当該要件を満たす入札参加資格者は、その旨を文書で委員会に申し出るものとする。

4 第5関係

一 入札参加停止期間の加重は、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

二 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して入札参加資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。

三 「公共機関の職員」（第5号並びに別表第2関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。また、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含むものであること。

5 第8関係

「やむを得ない事由」とは、契約の目的物件が特定の者でなければ納入できない場合、特殊な物品又は特別な目的があるため買入先が特定される場合、又は特殊な技術が必要と認められる場合をいう。

6 別表（共通）関係

「県」とは、知事部局の機関のみならず、県の全ての機関をいい、「県職員」とは、知事部局の職員のみならず、県の全ての職員（県職員の身分を有する派遣職員を含む。）をいう。

7 別表第1－1関係

一 第1号中「契約を締結しないとき」とは、落札したにもかかわらず納入することが無理であるため等により締結しない場合をいう。

二 第2号中「粗悪品を納入したとき」とは、発注者の改善指示等に従わず、県に損害を与えた場合をいう。

三 第3号中「納期が遅れたとき」とは、発注者の了承を得ず納入を遅らせ、県に損害を与えた場合をいう。

8 別表第2関係

一 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。

二 独占禁止法第3条に違反した場合は、次の(1)から(4)に掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。

(1) 排除措置命令

(2) 課徴金納付命令

(3) 刑事告発

(4) 入札参加資格者である法人の代表者、入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

三 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを

知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。

四 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいうものであること。

五 第 11 号中「不正又は不誠実な行為」とは、次のような場合等をいう。

- (1) 検査職員の職務執行を妨げた場合
- (2) 競争入札に指名されたにもかかわらず、あらかじめ入札に参加できない旨の申し出を行うことなく、入札に参加しなかった場合
- (3) 行政官庁からの監督処分がなされた場合（軽微なものと判断した場合を除く。）
- (4) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (5) 脱税により税務当局から告発された場合
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の規定に違反し、行政処分がなされた場合
- (7) 県が発注した物品購入等の契約に関して、入札公告、入札説明書、入札心得に違反した場合、正当な理由がなく下請負（再委託）業者等に下請負（再委託）代金を支払わない場合等著しく信頼関係を損なう行為があった場合

9 別表 3 関係

「暴力団」及び「暴力団員」とは、次のものをいう。

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

10 その他

部長等は、入札参加資格者以外の者と契約をしようとする場合も、その者が別表各号に定める措置要件の一に該当すると認められるときは、契約の相手方としてはならないものであること。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

別表 1 - 1

〔別表第 1 - 1 における短期加重措置の適用関係〕

遡及期間は 2 年 ○は短期 2 倍

2 回目の 入札参加停止 措置要件 1 回目の 入札参加停止措置要件	1 契約を締結しない場合	2 粗悪品を納入した場合	3 納期が遅れた場合	4 その他を履行しない理由がなくして	5 県外購入等の発注したに 物品購入等の発注したに が、その各号の一に該当し、 県外の者が発注したに その内容が重大であると認められた場合
1 県との物品購入等の契約を締結しない場合	○	○	○	○	○
2 県との物品購入等の契約において粗悪品を納入した場合	○	○	○	○	○
3 県との物品購入等の契約において納期が遅れた場合	○	○	○	○	○
4 その他正当な理由がなく県との物品購入等の契約を履行しない場合	○	○	○	○	○
5 県以外の者が発注した物品購入等の契約に関し、前各号の一に該当し、県がその事実を知り、かつ、その内容が重大であると認めた場合	○	○	○	○	○

別表1-2

[別表第1-2, 1-3における短期加重措置の適用関係]

遡及期間は2年 ○は短期2倍

2回目の 入札参加停止 措置要件 1回目の 入札参加停止措置要件	第1の2の1号 粗雑工事による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	第1の2の2号 粗雑工事による県建設工事等入札参加停止 (他発注の建設工事等)	第1の2の3号 契約違反による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	第1の3の1号 公衆損害事故による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	第1の3の2号 公衆損害事故による県建設工事等入札参加停止 (他発注の建設工事等)	第1の3の3号 工事関係者事故による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	第1の3の4号 工事関係者事故による県建設工事等入札参加停止 (他発注の建設工事等)
第1-2の1号 粗雑工事による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-2の2号 粗雑工事による県建設工事等入札参加停止 (他発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-2の3号 契約違反による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-3の1号 公衆損害事故による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-3の2号 公衆損害事故による県建設工事等入札参加停止 (他発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-3の3号 工事関係者事故による県建設工事等入札参加停止 (自発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-3の4号 工事関係者事故による県建設工事等入札参加停止 (他発注の建設工事等)	○	○	○	○	○	○	○

